

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手県人事委員会

委員長 渡 辺 正 和

岩手県人事委員会規則第15号

単身赴任手当に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当に関する規則（平成 2 年岩手県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（やむを得ない事情） 第 2 条 給与条例第29条の 2 第 1 項及び第 3 項並びに給与等条例第24条の 2 第 1 項及び第 3 項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （1）配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）～（5） 〔略〕 （届出） 第 7 条 〔略〕 2 〔略〕 （確認及び決定） 第 8 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第29条の 2 第 1 項若しくは第 3 項又は給与等条例第24条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。 2 〔略〕 （支給の始期及び終期） 第 9 条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第29条の 2 第 1 項若しくは第 3 項又は給与等条例第24条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が当該要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第 7 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事	（やむを得ない事情） 第 2 条 給与条例第29条の 2 第 1 項及び第 3 項並びに給与等条例第24条の 2 第 1 項及び第 3 項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 （1）配偶者<u>（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 （2）～（5） 〔略〕 （届出） 第 7 条 〔略〕 2 〔略〕 <u>3 第 1 項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。</u> （確認及び決定） 第 8 条 任命権者は、職員から前条第 1 項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第29条の 2 第 1 項若しくは第 3 項又は給与等条例第24条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。<u>前条第 3 項に規定する場合においても、同様とする。</u> 2 〔略〕 （支給の始期及び終期） 第 9 条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第29条の 2 第 1 項若しくは第 3 項又は給与等条例第24条の 2 第 1 項若しくは第 3 項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が当該要件を欠くに至った日<u>（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以後の日で人事委員会が定める日）</u>の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終

実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 [略]	わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第7条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。